平成２４年（フ）第７０６号
神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―801号
債務者　廣瀬　節子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番３―201号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―708号
債務者　西尾　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２４４号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番３―201号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―708号
債務者　西尾　　昭
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０２号
愛媛県松山市西垣生町735番地
債務者　鵜篭千代美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６７号
愛媛県松山市祇園町13番27号　サウスコート祇園町303号
債務者　松井　二郎
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８号
愛媛県今治市郷本町１丁目３番36号　郷本町団地１種１号、旧住所愛媛県今治市郷桜井３丁目３番58号
債務者　長谷部由美子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７７号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営335号、前住所愛媛県今治市郷桜井４丁目６番地65号、前々住所愛媛県今治市中寺232番地２
債務者　村上　亜弓（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７８号
愛媛県今治市朝倉下甲645番地３
債務者　長谷部須磨子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２５号
熊本県玉名市河崎756番地
債務者　東田　春美
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６６号
熊本県玉名市岱明町野口656番地３
債務者　竹下　美幸（旧姓糸山）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１４５８号
名古屋市守山区天子田２丁目118番地
債務者　安富祖美香（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７８号
名古屋市北区大曽根３丁目４番14号　ポルト大曽根508号
債務者　冨田　光浩
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４９１号
名古屋市北区丸新町387番地　セレネイド103号
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７８号
名古屋市千種区自由ケ丘３丁目１番10―501号　はざま荘
債務者　村山　忠司
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７９号
名古屋市千種区自由ケ丘３丁目１番10―501号　はざま荘
債務者　村山ゆり子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
山口県下関市秋根東町４番18―101号　グランサーヴ新下関
債務者　桑原奈保子（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
山口県下関市豊浦町大字吉永644番地２
債務者　田中　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係